

KITAGIN NEWS RELEASE



2026 年 9 月 1 日

各 位

当座勘定規定等の改定について

株式会社北日本銀行（頭取：石塚恭路）では、すでに「手形・小切手の最終振出期限の設定」および「他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止」（2025 年 12 月 15 日掲載）をお知らせいたしました。

これに伴い、「当座勘定規定」等を改定いたしますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 改定の対象となる規定等

当座勘定規定（一般用）、当座勘定規定（専用約束手形口用）、小切手用法、約束手形用法、為替手形用法、普通預金・貯蓄預金規定（共通規定）、納税準備預金規定

2. 改定内容

別紙「新旧対照表」をご参照願います。

3. 改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

以 上

[本件に関するお問い合わせ先]

事務システム部（担当：矢羽々）
TEL：070-8848-5188

■ 当座勘定規定（一般用）

（変更箇所：下線部）

改 定 前	改 訂 後
1.（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 （2）～（4）省略	1.（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（4）省略
7.（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）～（4）省略	7.（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （2）～（4）省略
8.（手形、小切手用紙） （1）当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （3）～（4）省略 （5）<u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> （6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用	8.（手形、小切手用紙） （1）当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに<u>振り出された手形であることを確認してください。</u> （3）～（4）省略 （削除） <u>（5）当座勘定から支払をした手形または小切手の用</u>

KITAGIN NEWS RELEASE

紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 <u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u>
13. (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>	13. (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。
18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 省略	18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 省略
19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 省略	19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 省略

KITAGIN NEWS RELEASE

■ 当座勘定規定（専用約束手形口用）

改 定 前	改 訂 後
1.（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 （2）～（4）省略	1.（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（4）省略
7.（手形の支払等） （1）この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 （2）～（3）省略	7.（手形の支払等） （1）この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （2）～（3）省略
8.（手形用紙） （1）当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 （2）省略 <u>（3）手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</u> （4）専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 （5）当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 （6）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行	8.（手形、小切手用紙） （1）当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> （2）省略 （3）（削除） <u>（3）専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u> <u>（4）当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>（5）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行</u>

KITAGIN NEWS RELEASE

が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
18. (振出日、受取人記載もれの手形) (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎください。もし、振出日または受取人の記載の呈示されたときは、その都度連絡することなくができるものとします。 (2) 省略	18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎください。もし、振出日または受取人の記載の呈示されたときは、その都度連絡することなくができるものとします。 <u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 省略

■ 小切手用法

改 定 前	改 訂 後
1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3. ～ 7. 省略 8. <u>小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印(お届け印) のうえ請求してください。</u>	1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3. ～ 7. 省略 (削除)

KITAGIN NEWS RELEASE

■ 約束手形用法

改 定 前	改 訂 後
1. ～ 2. 省略	1. ～ 2. 省略
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
4. ～ 7. 省略	4. ～ 7. 省略
8. <u>手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>	（削除）

■ 為替手形用法

改 定 前	改 訂 後
1. ～ 3. 省略	1. ～ 3. 省略
4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
5. ～ 9. 省略	5. ～ 9. 省略
10. <u>手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>	（削除）

■ 普通預金・貯蓄預金規定（共通規定）

改 定 前	改 訂 後
2. （証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）～（5）省略	2. （証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5）省略

KITAGIN NEWS RELEASE

■ 納税準備預金規定

改 定 前	改 訂 後
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、 配当金領収証その他の証券で直ちに取立のでき るもの（以下「証券類」といいます。）を受入れ ます。 (2) ～ (5) 省略	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、 配当金領収証その他の証券で直ちに取立のでき るもの（以下「証券類」といいます。）を受入れ ます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所と する手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) 省略